

「清流のめぐみ」デザイン等使用管理要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県育成品種「清流のめぐみ」の認知度向上及びブランド価値の向上を図るため、岐阜県（以下「県」という。）が管理するロゴ、キャラクター等（以下「デザイン等」という。）の積極的な活用を促進するとともに、これらの適正な利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 デザイン等は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 販売業者等が「清流のめぐみ」の販売用包装資材に表示する場合
- (2) 販売業者等が「清流のめぐみ」の認知度向上のための販売促進活動等に使用する場合

(デザイン等の使用)

第3条 前条の規定によるデザイン等の使用は、本要領および別に定める「岐阜県育成品種清流のめぐみデザインマニュアル」（以下、「デザインマニュアル」という。）に定めるとおりとする。

2 デザイン等を使用しようとする者は、デザインマニュアルに定めのない利用方法により当該デザイン等を使用しようとするときは、あらかじめ県と協議しなければならない。

(使用申請)

第4条 デザイン等を使用しようとするときは、あらかじめ汎用電子申請基盤（Logo フォーム）により県へ使用申請を行い、承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関が報道の目的でデザイン等を使用する場合
- (2) 地方公共団体その他県が必要と認める者が、「清流のめぐみ」の広報又は普及啓発を目的としてデザイン等を使用する場合

(使用承認の基準)

第5条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を行わないものとする。

- (1) デザインマニュアルに適合しないとき
- (2) 「清流のめぐみ」のブランドイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (4) 政治活動、宗教活動又は暴力団活動等に使用されるおそれがあると認められるとき
- (5) 県が推進する「清流のめぐみ」のブランド戦略に支障があると認められるとき
- (6) その他、県が不適当と認めるとき

2 県は、使用承認に必要な条件を付すことができる。

(データの提供)

第6条 県は、使用承認を受けた者（以下、「使用者」）に対し、必要なデータを提供するものとする。

(禁止事項)

第7条 デザイン等を使用しようとする者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 第4条の申請を行うことなくデザイン等を使用すること。
- (2) デザイン等の原型を損なう改変を行うこと
- (3) 第3条第2項に定める県との協議を行わずにデザイン等の印象が変わるおそれのある変更を行うこと
- (4) 県の承認を受けることなくデザイン等を加工し、新たなデザイン又は二次的著作物を制作すること
- (5) 県の承認を受けた使用目的以外で使用する
- (6) デザインデータを第三者へ提供すること（県の承認を受けた目的を達成するために必要な委託先を除く。）

(著作権の管理)

第8条 デザイン等に係る著作権は、県又は県と契約を締結した著作権者に帰属するものとし、県が適切に管理する。

2 県が作成したデザイン等に係る著作権は県に帰属する。

(調査及び報告)

第9条 県は、デザイン等の適正な使用を確認するため、使用者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

2 使用者は、前項の調査に協力しなければならない。

(権利侵害等の報告)

第10条 使用者は、第三者によるデザイン等の無断使用、模倣その他権利侵害のおそれのある事実を発見したときは、速やかに県へ報告しなければならない。

2 使用者は、デザイン等の信用又はブランドイメージを損なうおそれがある事実を知ったときも、前項と同様とする。

(改善指示)

第11条 県は、デザイン等の使用が本要領に適合しないと認めるときは、改善、使用停止その他必要な措置を求めることができる。

(使用承認の取消し)

第12条 県は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 本要領に違反したとき
- (2) 第5条第1項に該当するに至ったとき
- (3) ブランドイメージを著しく損なったとき
- (4) その他県が不相当と認めたとき

(責任及び損害賠償)

第13条 使用者は、デザイン等の使用に関し第三者との間に紛争、事故又は苦情が生じた場合は、自己の責任と費用により解決しなければならない。

2 使用者は、デザイン等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。

3 使用者が故意又は過失により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

4 県は、使用者によるデザイン等の使用により生じた損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和8年9月11日から施行する。